

I ねらい

「いじめ防止対策推進法」が成立し施行されたことを受け、福島市教育委員会の「いじめ根絶に関する取組み方針」に基づき、本校生徒の生命と身体を守り、健やかな成長の促進を図るため、改めて本校におけるいじめ防止及び根絶に関する基本的な共通理解と対策事項について示す。

II 共通理解事項

1 いじめの定義と心得

◇ いじめ防止対策推進法（定義）第2条より

この法律において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成18年度以降）より

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。
- ・ 「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校内外を問わない。
 〈注1〉「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられた生徒の気持ちを重視することである。
 〈注2〉「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、生徒と直接・間接に何らかの人間関係にある者を指す。
 〈注3〉「攻撃」とは、ネット上を含めた種々の「誹謗中傷」や「仲間はずれ」、「集団による無視」などの他、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
 〈注4〉「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたり、いたずらされたりすることなどを意味する。
 〈注5〉けんか等は除く。

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめは人間として、決して許されないことである。

□（目的）第1条

「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み・・・」

□（いじめの禁止）第4条

「児童等は、いじめを行ってはならない。」

- ・ 教師は、「いじめは絶対に許されない」という強い意識に立って、絶無に取り組まなければならない。「いじめられる子にも問題点がある」などの考え方は一切否定されるべきことである。

(2) いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる（加害・被害）ことである。

- ・ 「自分の学校、学級、部活動等にいじめはない」などの安易な思いこみは、いじめを見逃すだけでなく、対応を遅らせたり、重大事案につながったりすることを十分に承知すべきである。
- ・ いじめは、特定の「いじめっ子」や「いじめられっ子」だけの問題ではなく、どの生徒も被害者はもちろん、加害者にもなりうる。さらに、被害者も加害者も比較的短期間で入れ替わったり等の変化をすることがある。

□（基本理念）第3条2

「・・・他の児童等に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため・・・」

(3) いじめ根絶に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速・適切、組織的に対応していく。

- ・ いじめが生じた際には、学級担任などの特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要である。
- ・ 個人的情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うとともに、保護者や地域住民、関係機関と連携して早期発見とともに、迅速に対応していくことが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。

□ (学校及び学校の教職員の責務) 第8条

「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」

□ (学校におけるいじめの防止) 第15条2

「・・・学校は、当該学校におけるいじめを防止するために、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ・・・」

Ⅲ 防止に関する方針及び対策

1 心の居場所となるような生徒集団づくりに努める。

- (1) 教師と生徒、生徒同士の信頼関係を構築し、生徒が安心して学べる環境づくりに努める。→ [居場所づくり]
- (2) 生徒一人一人の個性やよさが発揮される望ましい集団活動を通して、自己有用感・集団への帰属意識の育成に努める。→ [絆づくり]



- ① わかる・できる授業、個に応じたきめ細かな指導の実践
- ② 道徳の時間の確保と指導の重点化 (生命の尊重, 思いやりの心)
- ③ 特別活動 (学級活動, 生徒会活動, 学校行事), 部活動, 総合的な学習の時間の充実 (異年齢集団や地域における交流・体験活動の推進)

□ 第3章 基本的施策 [(学校におけるいじめの防止) 第15条]

「学校の設置者又はその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。」

【参考：「未来を拓く県北の教育」より】

- ① 生徒に身につけさせる態度や行動
 - ・ 「聴く」「話す」ことができる学習態度
 - ・ 相手を尊重し、自分を律することができる態度
 - ・ 集団の一員として目標を持って取り組み、困難を乗り越える態度
 - ・ 集団として高い理想をもった自主的・自立的な行動
- ② 教師が日常的に心がけること
 - ・ 互いを尊重し合い、認め合う支持的風土の醸成
 - ・ 自主性や自立性をはぐくむ教育活動の展開
 - ・ 生徒一人一人の特性を踏まえ、個を大切にする学級経営
 - ・ 是々非々について、褒めること叱ることができる姿勢
- ③ 学校全体で整えること
 - ・ 学年及び学校全体で教師 (担任) を支える体制
 - ・ 学校及び学年で共通理解の下、共通実践できる体制
 - ・ 教師の同僚性を発揮し、教師の指導力を向上させる環境
 - ・ 学校全体で生徒と関わる時間を適切に確保できる環境

- 2 安全・安心を支える相談体制の充実に努める。
- (1) 日頃から生徒が発信する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。
 - (2) SC, SSW, HS相談員等の活用により、相談機能を充実させる。



- ① 生徒と向き合う時間の重視と時間確保するための工夫
 - ・教科・各領域及び特別活動等における生徒個々の見取りと係わり
 - ・校務運営の効率化（各種会議，行事の精選と時間・内容見直し）
- ② 相談しやすい雰囲気と人間関係づくり
 - ・日常の生徒個々との意図的コミュニケーションの深化
 - ・SCの効果的・積極的な活用と連携
- ③ アンケート調査，教育相談の実施と迅速・適切な対応
 - ・いじめアンケート調査：年3回／学期1回，随時
 - ・学習・健康・進路相談等：年複数回，随時
 - ・Q-Uテストの実施と対応（年2回，1年生）

- 3 校内研修や保護者・地域との連携を充実させる。



- ①職員会議，生徒指導協議会等における学習会（講師招聘を含む）
- ②校外におけるいじめに関する研修会への参加と伝達講習
- ③基本的方針・対策に関する広報や啓発（文書・たより，PTA総会等）
- ④地域との連携（幼・保・小・中接続事業，地区青少年健全育成推進等）

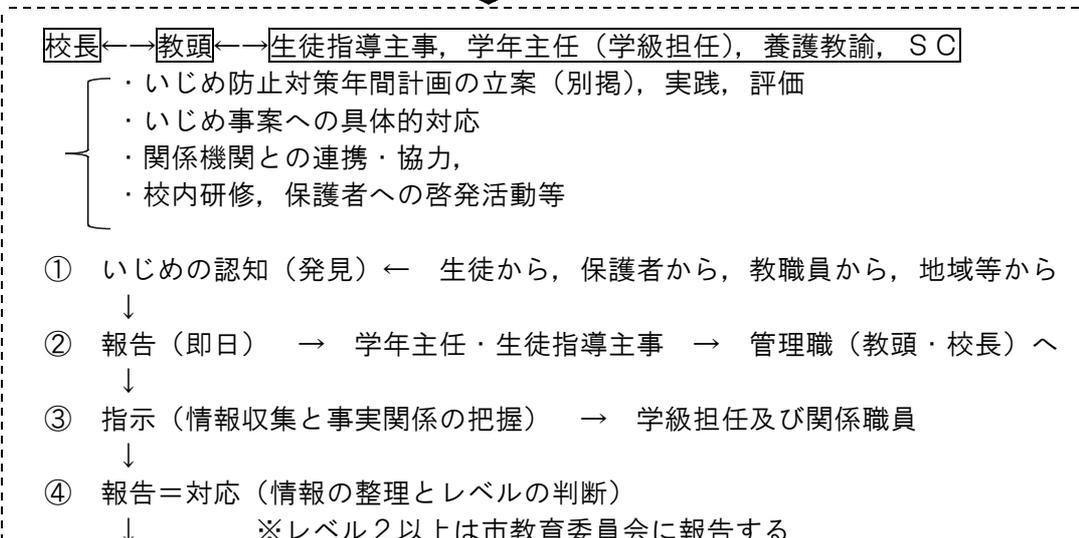
□（いじめの早期発見のための措置）第16条

「学校の設置者又はその設置する学校は，当該学校におけるいじめを早期に発見するため，当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。」

- 3 当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（相談体制）と整備するものとする。

IV 対応に関する方針と対策（校内いじめ根絶チーム）

- 1 いじめに対しては，組織的に迅速かつ毅然とした対応をする。
- (1) 当事者や関係する友人，保護者等からの情報収集を行い，事実関係を正確かつ迅速に把握する。
 - (2) いじめる生徒に対しては，毅然とした指導を行う。



⑤ 指示1 → 学級担任・学年主任（初期対応：該当保護者への連絡）

↓

指示2 → 校内いじめ根絶チームによる対応
・指導・援助体制の方針決定と共有化
・指導・援助体制の構築（解決へのシナリオ，役割・分担）

- （いじめに対する措置）第23条1，2，3，4，5
「1，2 事実確認と報告，3 支援と指導，4 教室外の授業，5 情報の共有，6 警察との連携」
- （校長及び教員による懲戒）第25条
「校長及び教員は，当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは，学校教育法第11条の規定に基づき，適切に，当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。」
- （出席停止制度の適切な運用等）第26条
「市町村教育委員会は，・・・必要な措置を速やかに講ずる。」
- （学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）第22条
「学校は，当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な組織を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織をおくものとする。」
- （いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上）第18条
2 学校の設置者又はその設置する学校は，当該学校の教職員に対し，いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。
- （学校におけるいじめの防止）第15条
2 「・・・当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」
- （インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）第19条
「・・・児童等及びその保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，及び効果的に対処することができるよう，これらの者に対し，必要な啓発活動を行うものとする。」
- 〔第5章 重大事態への対応（学校の設置者又は学校による対応）第28条〕
「学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
2 学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。